

中世 5 中世の土地制度の実況中継⑤ 永仁の徳政令

蒙古襲来 1274*文永の役

そして得宗専制政治ときます。

史料研究 永仁の徳政令 (東寺百合文書)

一、質券売買地 (=質流れになった土地) の書

所領を以て或は質券に入れ流し、或いは売買せしむるの条、【御家人】等^僚 {たてい} (意味=困窮) の基 {もとい} なり、向後 {きょうご} に於ては停止に従ふべし。以前の沽却 {こきやく} (意味=売却) の分に至りては、本主 領掌 (意味=領有して支配すること) せしむべし。...或は知行【廿箇】年を過ぐるは、公私の領を論ぜず、今更相違有るべからず。...次に【非御家人】・凡下の輩 (意味=一般庶民、借上) の質券買得地の事、年紀 (意味=取得時効二十年) を過ぐると雖も、売主知行せしむべし。

Q1. 僚の基を三つあげよ。(聖心女子) これは絶対的暗記事項!

分割相続による所領の細分化、元寇による恩賞不十分、貨幣経済の発展に巻き込まれた

Q2. 本主とは 売った元の所有者 である。

Q3. 凡下の輩とは 庶民 である。

Q4 年紀とは 20年 の年限である。

Q5. 御家人・本主・凡下・年紀は空欄補充で出題あり。要チェック。

永仁の徳政令の内容

①御家人の所領の 質入れ・売却 を禁止した。

②御家人が関係する金銭貸借をうけつけない。

③ 越訴 (=再審請求) の禁止

④売却した土地を無償で取り戻すことができる。

※御家人相手の場合 : 売却後 20年 以内無償返却

※非御家人・凡下の場合 : 無制限で無償返却

効果は一時的なものであったため、①②③は翌年廃止。

御家人の僚の基

① 元寇 に対する恩賞が不十分

② 分割相続 による所領の細分化

③ 貨幣経済 の発展に巻き込まれた

永仁の徳政令は頻出!

NO13 永仁の徳政令 早稲田 (商) 2015

(史料Ⅱ)

一、【ニ】を停止すべき事、

右、【ニ】の道、年を追って加増す、棄て置くの輩多く濫訴に疲れ、得理の仁なお安堵しがたし、諸人の僚、職としてこれによる、自今以後これを停止すべし、(中略)

Pain is inevitable Suffering is optional

一、質券売買地の事、

所領を以て或は質券に入れ流し、或いは売買せしむるの条、【ホ】等僚の基なり、向後に於ては停止に従ふべし。以前の沽却の分に至りては、【ヘ】領掌せしむべし。...或は知行廿箇年を過ぐるは、公私の領を論ぜず、今更相違有るべからず。...次に【ト】・凡下の輩の質券買得地の事、年紀を過ぐると雖も、売主知行せしむべし。

一、利銭出挙の事、

右、甲乙の輩要用の時、煩費を顧みず、負累せしむるによりて、富有の仁その利潤を専らにし、窮困の族いよいよ僚に及ぶか、チ自今以後成敗に及ばず、(後略)

(注) 僚 : 困窮

問 D 史料Ⅱは永仁5年に出された法令である。この時の鎌倉幕府執権は誰か。

1. 北条貞時 2. 北条実時 3. 北条高時 4. 北条時宗 5. 北条時頼

正解→1、貞時。

問 E 空欄ニに入る語句はどれか。

1. 悪党 2. 越訴 3. 借上 4. 為替 5. 土倉

正解→2。越訴

問 F 空欄ホ・ヘ・トに入る語句の組み合わせで正しいものはどれか。

1. ホ-御家人 ヘ-買主 ト-非御家人 2. ホ-御家人 ヘ-本主 ト-非御家人
3. ホ-本主 ヘ-御家人 ト-非御家人 4. ホ-非御家人 ヘ-買主 ト-御家人
5. ホ-非御家人 ヘ-本主 ト-非御家人

正解→2

問 G 下線部チの内容としてふさわしいものはどれか。

1. 今後、利息つき貸しつけを禁止する。
2. 今後、貸しつけには利息をつけないようにする。
3. 今後、利息つき貸しつけを返済しない者は罰しない。
4. 今後、利息つき貸しつけの訴訟は受けつけない。
5. 今後、貸しつけで利益を得た者は罰する。

正解→ここまでやれば、4であることが自明である。

NO13 永仁の徳政令 早稲田 (商) 2006

次の史料を読んで、下記の設問に答えよ。正解は1つ。

一、質券売買地の事

右、地頭【イ】買得の地に於いては、口本条を守り、【ハ】箇年を過ぐるは、【ニ】取り返すに及ばず。非【イ】に【ホ】買得の地に至りては、年紀の遠近を謂わず、【ニ】これを取り返すべし。

問 A この法令を出した執権の時代に起こった争乱はなにか。

1. 元弘の変 2. 承久の乱 3. 観応の擾乱 4. 霜月騒動 5. 宝治合戦

正解→

問 B 下線部ロを制定した執権は誰か。

1. 高時 2. 泰時 3. 時宗 4. 義時 5. 時頼

正解→

9代	① <u>鎮西探題</u>	② <u>御家人の窮乏化</u>
----	---------------	------------------

早慶への日本史

貞時	③ <u>得宗専制政治</u> <u>得宗</u> と <u>御内人</u> ⑤ <u>永仁の徳政令</u> 1297年	→蒙古襲来の影響 ④1285✕ <u>霜月騒動</u> <u>平頼綱</u> VS <u>安達泰盛</u>
-----------	---	---

問C 空欄ハに入る具体的な数字は次のうちどれか。

1. 10 2. 15 3. 20 4. 25 5. 30

正解→20

問D 空欄イ・ニ・ホに入る語句の組み合わせとして正しいものはどれか。

1. イ…御家人 ニ…本主 ホ…凡下の輩
 2. イ…守護 ニ…買主 ホ…御家人

正解→

NO14 永仁の徳政令・庭訓往来 早稲田（社学）2012

問1 永仁の徳政令の説明として、不適切なものはどれか。1つ選べ。

- イ 窮乏した御家人を救済するために発令された。
 ロ 判決後の再審請求が禁止された。
 ハ 御家人以外の者が買った土地は元の売主がとり戻すことができた。
 ニ 金銭貸借に関する訴訟は一切受け付けなかった。
 ホ 越訴・売買質入れの禁止は元弘の変後廃止された。

誤文→ホ

問2 鎌倉時代後半の社会

鎌倉時代後半の社会の説明として不適切なものはどれか。1つ選べ。

- イ 二毛作が普及し、やがて近畿地方では三毛作も行われるようになった。
 ロ 地方の定期市では三斎市だけでなく六斎市も開かれるようになった。
 ハ 連雀商人・桂女・大原女などの行商人が各地に現れた。
 ニ 人や物資の移動を監視し取り締まるため関所が設けられた。
 ホ 京都では酒屋や土倉が金融業にも乗り出すようになった。

誤文→ニ、江戸だよ。

NO15 徳政令の背景 早稲田（法）2016

得宗時代の徳政令の背景には御家人の窮乏があったが、御家人窮乏化の要因として明らかに誤っているものを1つ選びなさい。

- あ 元軍の撃退戦は熾烈であったが、恩賞用の土地確保と結びつく戦争ではなかった。
 い 単独相続が御家人の所領の細分化を招いたので、対策として分割相続が図られた。
 う 農業生産物を生活の基礎とする御家人たちは、浸透する貨幣経済に不応だった。
 え 承久の乱のあと大きな国内戦争がなく、幕府による恩賞用の土地確保が困難になった。
 お 地頭や非御家人の新興武士が、年貢納入や荘園支配に武力で対抗する動きを強めた。

誤文→い。逆だ。

NO16 観応の擾乱 早稲田（商）2008

Pain is inevitable Suffering is optional

一、寺社本所領の事 ハ観応三年七月二十四日御沙汰

諸国擾乱により、寺社の荒廢、本所の牢籠、近年倍増す。しかして、たまたま静謐の国々も、武士の濫吹いまだ休まずと云々。(中略) 近江・【ニ】・尾張三箇国、本所領半分の事、【ホ】料所として、当年一作、軍勢に預け置くべきの由、守護人等相触れおわんぬ。

問E 下線部ハ以降に起きた出来事はどれか。

1. 足利直義と高師直が対立した。✕
 2. 今川了俊が九州探題に任じられた。
 3. 『建武式目』が制定された。✕1336
 4. 『神皇正統記』が著された。✕
 5. 中先代の乱が起きた。✕

正解→観応の擾乱 1350～52年。2。

問F 空欄ニに入る国名はどれか。

1. 和泉 2. 伊勢 3. 越前 4. 加賀 5. 美濃

正解→5、美濃

問G 空欄ホに入る語句は何か。

1. 公方 2. 朝廷 3. 幕府 4. 半済 5. 兵糧

正解→4、半済

問H 史料IIは守護の権限に関わるものであるが、室町時代の守護に関して正しい記述はどれか。

再学習

室町幕府の確立

① 守護による任国支配の確立→武力で国人層を抑圧

ア 成長過程

(a)室町幕府による権限強化…目的＝地方武士の軍事動員・地域社会の秩序づけ1

i 刈田狼藉は収穫前の稲を刈り取ること。人の土地を奪う時は、土地に線引きをして奪うことはできない。数年に渡って収穫前の稲を奪うことで、相手に耕作放棄をさせることでやる気をなくさせ、最終的に土地も取れる。

ii 使節遵行は裁判で決まったことの強制執行権。言うことを聞かなければ討つ。→刈田狼藉検断と使節遵行権で取り締まりと裁判判決の強制執行権で国人を抑えることになった。さらに

iii 半済 (1352) 荘園公領年貢の半分を兵糧米として守護に与える。鎌倉時代は兵糧米は自前が原則だった。しかし、南北朝内乱期は遠隔地を転戦するため、兵糧米は現地調達にせざるを得ない。

→ 観応の半済令 (近江・美濃・尾張、1年限り、年貢半分の収納 →のち全国、永続化) →南朝側との戦場に近いのでこの地域

史料研究 ●半済観応令 (『建武以来追加』)

『諸国擾乱』により、寺社の荒廢、本所の牢籠、近年倍増す。・・・

一、寺社本所領の事 …次に近江・美濃・尾張三箇国、本所領半分の事、兵糧料所と為し、当年一作、軍勢に預け置くべきの由、守護人等に相触れおはんぬ(意味→年貢の半分を兵糧

料（軍費）として今年一年に限って（尊氏方の）軍勢に与えるように守護に命令が下った）。
半分に於ては、宜しく本所に分け渡すべし（意味⇒残り半分の年貢は荘園領主に納めよ）。
若し預人事を左右に寄せ、去渡さざれば、一円本所に返付す可し。』

Q 法令名→ 擾乱とは→ 守護の新たな権限→

応永の半済令 1368…下地半分の収納⇒天皇家領や寺社一円領などは反済禁止

論点

兵糧の確保は軍勢を動員するのに不可欠であり、室町幕府は、守護に対して兵糧確保を保障することにより国内の武士の動員・組織化を進めようとした。なお、戦乱のなかで各地の国人たちが兵糧調達を口実として荘園・公領の年貢を横領する動きが広がっていたことを念頭におけば、半済令は、それを半ば追認して守護の統制下に置くことで、年貢横領を一定限度内に抑制し、荘園領主の権益を保障しようとする意図もあった。

(b)荘園領主との契約… 守護請

⇒荘園公領の年貢の貢進を守護が請負い、現地管理権獲得

守護請は、もっともうまく国人を家臣にする手段となった。年貢が来なくて困っている荘園領主と守護が契約し、確実に年貢を取ってやる代わりに現地支配権を獲得する。現地では、そこにいる⇒ 国人を代官にして、税を出せば土地支配を自由に認める。

室町の守護は土地に対しての権限を持っている。頼朝と同じ立場となったのである。このため、彼らは 守護大名と呼ばれることになる。大名は大名主の意味であり、広い土地を持つ者のことである。（家臣を守護代に任命し、複数の国の領主として執政）